

**プロジェクト 金融商品（減損）****項目 金融資産の減損に関する IASB の検討状況****本資料の目的**

1. 金融商品専門委員会では、金融商品（減損）に関して、IASB が公開草案「金融商品：予想信用損失」に対して寄せられたコメントを踏まえて開始した再審議の模様について、適時に情報を更新するとともに、ASBJ の対応等について検討を行っている。
2. 本資料では、金融商品（減損）についての金融商品専門委員会による審議状況をご報告するとともに、IASB の検討状況や ASBJ の対応等についてコメントをいただくことを目的としている。

**IASB の公開草案「金融商品：予想信用損失」の概要及び 9 月会議における議題**

3. IASB の公開草案「金融商品：予想信用損失」における主要な提案は次のとおりである。
  - (1) 信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い（例えば、「投資適格」である）金融商品について、12 か月の予想信用損失を認識する。
  - (2) 信用度が当初認識以降に著しく悪化している金融商品（報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）について、全期間の予想信用損失を認識する。このうち、報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産については、金利収益を予想信用損失を減額した純額での帳簿価額をベースとして計算する。
4. 2013 年 9 月会議では、次の(1)から(5)について IASB と FASB（以下、「両審議会」という）の理事が一堂に会した上で審議が行われた。しかし、公開草案のコメントを踏まえた再審議プロセスにおいては、両審議会はそれぞれの公開草案に対するフィードバックをベースに別個に検討を行っている。このため、今回の委員会では、IASB により審議された項目のうち、(1)から(3)についてご紹介させていただく。
  - (1) ステージ 1 の測定目的
  - (2) 減損モデルの反応度 (responsiveness)
  - (3) 債務不履行 (default) の定義
  - (4) フィールドテストの報告
  - (5) 予想信用損失の明確化 (FASB 会計基準更新書案「金融商品－信用損失（サブトピ

ック 825-15)」に関するもの)

## IASB の 9 月会議における暫定決定及び金融商品専門委員会における主な議論

### ステージ 1 の測定目的

5. 当初認識以後信用リスクが著しく増大していない金融商品（ステージ 1 の金融資産）について、予想信用損失を認識することに賛成しない者がいた。
6. このため、今回の会議では、次の選択肢が提示された上で検討された。
  - (1) 従前検討された代替案
    - (a) 予見可能な将来 (foreseeable future) 又は信頼性をもって見積ることができ、かつ予想可能な (predictable) 期間
    - (b) 損失が発生する期間 (loss emergence period)
    - (c) 12 ヶ月よりも長い見込み (outlook) 期間
  - (2) その他の代替案
    - (a) 選択肢 1：ステージ 1 について、予想信用損失引当金を認識しない
    - (b) 選択肢 2：12 ヶ月の予想信用損失の測定目的を維持する（第 41 項—第 48 項）
7. IASB は、審議の結果、次のような暫定決定を行っている

- 12 か月の予想信用損失がステージ 1 の金融商品についての測定目的である旨を確認する。

8. 金融商品専門委員会では、本件について特にコメントは示されなかった。

### 減損モデルの反応度

9. 公開草案に対するコメントにおいて、一部の小口商品（期日一括返済型の貸付金等）についてシステムや利用できる情報の制約から提案されたモデルは信用リスクが著しく増大した影響を適時に認識できないのではないかという懸念が示された。こうした懸念に対応するため、IASB は審議を行い、次のような暫定決定を行っている。
  - 提案している減損モデルの目的は、信用リスクが著しく増大しているすべての金融商品に係る全期間の予想信用損失を認識すること（個別であれポートフォリオのベースであれ）であること、及び、すべての合理的で裏付け可能な情報（過大なコスト又は労力なしに利用可能な将来予測的な情報を含む）を検討する必要があることであることを明確化する。
  - 提案の意図を反映するための設例を含める。

10. 金融商品専門委員会では、本件について次のようなコメントが示された。

- 正常先については、信用リスクを詳細に管理するコストがベネフィットに見合わないと考えられることから、詳細に管理しようとせず、ある程度事前に引き当てておくしかないのではないか。
- 概念的な議論が多く、具体的な適用方法について理解が難しい。このため、どのような設例となるかが重要ではないか。
- IASB で検討されていた「サブポートフォリオ」の考え方は有用と考えられるが、その区分は事前に行うのか、事後に行うのか等について検討する必要があるのでないか。
- ASBJ からコメント・レターを送付した後、IASB とどのような議論をしているのか。

#### 債務不履行の定義

11. 公開草案で提案されているモデルにおいて「債務不履行」の概念は、次の観点から重要と考えられる。

- (1) 公開草案では、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価する際に「債務不履行」の発生確率 (PD) の変動を使用しなければならないとしている。
- (2) 12 ヶ月の予想損失を測定に、報告日後 12 ヶ月間に発生する「債務不履行事象」の確率を反映することが要求されている。
- (3) 客観的な減損の証拠のある資産（ステージ 3 とされる金融資産）の母集団を定義するために重要であり、客観的な減損の証拠と相互影響がある。

12. しかし、公開草案では債務不履行は定義されておらず、企業は債務不履行について様々な定義を使用できるとされており、この点について、多数の関係者から「債務不履行」について定義すべきというコメントが示された。こうした懸念に対応するため、IASB は審議を行い、次のような暫定決定を行っている。

- 信用リスク管理の実務と整合的な債務不履行の定義を首尾一貫して適用することを要求するとともに、適切な場合（特約条項を含んでいる金融商品について等）には債務不履行に関する定性的な指標を考慮すべきである旨を強調する。
- 90 日の期日経過の後には債務不履行は発生しないという反証可能な推定を含める（ただし、もっと遅い債務不履行の要件の根拠となる合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合は除く）。

13. 金融商品専門委員会では、本件について次のようなコメントが示された。

- 「債務不履行」の定義如何によって、IASB のモデルにおけるステージ 1 の定義や貸倒実績率の捉え方は大きく異なり得る。このため、この点を明確化せずに、IASB のモデルと FASB のモデルとで、どちらがどの程度引当が多いかというような議論は十分に意味を持たないのではないか。
- 何を「債務不履行」と見做すかには多様な捉え方がある。IASB の審議では、債務不履行の議論との関係で、統計的な手法も考慮して予想信用損失を測定することが検討されているようだが、過度に詳細にすると金融機関しか適用できないものになってしまうのではないか。
- 90 日の定義については規制上の取扱いとも一致するため、銀行としては特段の違和感を感じない。

ディスカッション・ポイント

IASB の検討状況や ASBJ の対応等について、コメントがあればいただきたい。

(参考) ASBJ から IASB 公開草案に対するコメント・レターと IASB の 9 月会議における暫定決定の比較

主な項目	ASBJ のコメント・レター	IASB の 9 月会議における暫定決定
ステージ 1 の測定目的	当初 12 ヶ月の予想信用損失を測定目的とすることは、金利収益と信用コストの対応関係を図ることに資するものと考えるとの見解を示している。	12 か月の予想信用損失がステージ 1 の金融商品についての測定目的であると確認する。
減損モデルの反応度 (responsiveness)	<p>当初認識時から信用リスクが著しく増大したか否かをベースに金融資産をステージ 1 からステージ 2 に移転することを要求するアプローチについて懸念を有している。</p> <p>12 ヶ月の予想信用損失の区分から全期間の予想信用損失の区分への移転は、担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されるかによる旨を提案している。</p>	減損モデルの目的は、信用リスクの著しい増大がある <u>すべて</u> の金融資産について全期間の予想損失を認識することであり、将来予測的で合理的に利用可能な情報が考慮されることが必要なことを明確化するとともに、提案の意図を反映するための設例を含める。
債務不履行 (default) の定義	<p>公開草案において質問項目とされていなかったこと等から、特にコメントを行っていない。</p>	<p>債務不履行は 90 日の期日経過の後には債務不履行は発生しないという反証可能な推定を含める（ただし、もっと遅い債務不履行の要件の根拠となる合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合は除く）。</p> <p>また、信用リスク管理の実務と整合的な債務不履行の定義を首尾一貫して適用することを要求するとともに、適切な場合（契約特約条項を含んでいる金融商品についてなど）には、債務不履行の定性的な指標を考慮すべきであることも強調する。</p>

以 上